国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau National Diet Library

論題 Title	我が国の金融教育の現状と課題―青少年を中心として―
他言語論題 Title in other language	Trends in Financial Education for Young People in Japan
著者 / 所属 Author(s)	梶 朋美(KAJI Tomomi)/財政金融課
書名 Title of Book	青少年をめぐる課題 総合調査報告書 (Challenges Facing Young People in Japan)
シリーズ Series	調査資料 2020-3 (Research Materials 2020-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-09
ページ Pages	91-110
ISBN	978-4-87582-874-7
本文の言語 Language	日本語(Japanese)
キーワード keywords	金融教育、金融リテラシー、資産形成
摘要 Abstract	社会経済情勢の変容に伴い、金融リテラシーを高める教育 (金融教育)の重要性が強く認識されている。我が国の金融 教育及び国民の金融リテラシーを紹介し、現状における課 題を述べる。

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。



我が国の金融教育の現状と課題 一青少年を中心として一

国立国会図書館 調査及び立法考査局 財政金融課 梶 朋美

目 次

はじめに

- I 金融リテラシーとは
- 1 金融リテラシーの概念
- 2 金融リテラシーが必要とされる背景
- Ⅱ 我が国で実施されている金融教育
 - 1 金融教育の開始時期
 - 2 金融教育の枠組み
 - 3 「金融教育プログラム」及び「学校における金融教育の年齢層別目標」
 - 4 学習指導要領における金融教育関連の記述
- Ⅲ 国民の金融リテラシー
 - 1 「金融リテラシー調査」から見える成人の金融リテラシー
 - 2 子どもの金融リテラシー
- IV 今後の金融教育推進における課題
 - 1 学校教育における課題
 - 2 全般的な課題

おわりに

キーワード:金融教育、金融リテラシー、資産形成

はじめに

不確実性が増した現代の経済社会においては、個人の意思決定能力が強く要請される。その中でも、金融経済社会に関する知識(金融リテラシー)は、自立した社会人として、主体的にライフプランを描き、柔軟かつ力強く人生を切り拓いていく上での必須の素養となっている。経済の自由化やグローバル化の進展、社会保障制度の改革といった社会経済情勢の変容に伴い、金融リテラシーの有無が個々人の生活や社会に及ぼす影響は以前よりも増大しており、その不足に起因する様々な問題が顕在化してきている。

このような状況は、我が国だけでなく諸外国においても共通しており、金融リテラシーを高める教育(金融教育 $^{(1)}$)への取組の重要性が強く認識されている。金融教育を受けた経験が、長期的に生涯の金融行動(貯蓄率、資産蓄積、負債等)にプラスの影響を及ぼすことが認められているからである $^{(2)}$ 。従って、若年層のうちに金融リテラシーを身に付けることが肝要であり、金融教育は、初等教育段階の学校教育から実践されている。

本稿は、青少年をめぐる課題の1つとして、我が国の金融教育について、特に青少年向けの教育を中心に紹介するものである⁽³⁾。まず、金融リテラシーの概念とその必要性を整理する。次に、我が国の初等・中等教育において実施されている金融教育の内容をまとめる。続いて、国民の金融リテラシーの現状について、諸外国との比較も交えながら紹介する。最後に、今後の金融教育推進に向けた課題をまとめる。

I 金融リテラシーとは

1 金融リテラシーの概念

生活で必要とされる金融リテラシーとはどのようなものであろうか。経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD) に設置されている金融教育に 関する国際ネットワーク (International Network on Financial Education: INFE) $^{(4)}$ は、金融リテラシーを、「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の幸福を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度および行動の総体」 $^{(5)}$ と定義し、習得した金融知識が実際に適切な金融態度や金融行動に結び付くことを重要視している。

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 2 (2020) 年 12 月 22 日である。

⁽¹⁾ 金融教育と類似の概念として、金融経済教育、マネー教育、投資教育、金銭教育などの用語が用いられることがあるが、本稿においては、金融リテラシーを身に付けるための様々な教育を包含するものとして、金融教育という用語を使用する。

⁽²⁾ 代表的な研究として、B. Douglas Bernheim et al., "Education and Saving: The Long-Term Effects of High School Financial Curriculum Mandates," *Journal of Public Economics*, Vol.80, No.3, June 2001, pp.435-465 がある。

⁽³⁾ 金融教育に関する当館の論文には、小池拓自「金融経済教育」国立国会図書館調査及び立法考査局『青少年をめぐる諸問題―総合調査報告書―』(調査資料 2008-4) 2009, pp.79-99. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10218785_po 079005.pdf?contentNo=1 がある。

⁽⁴⁾ 金融教育についての情報共有・分析等のための組織として OECD が 2008 年 5 月に設立した組織。

⁽⁵⁾ OECD/INFE (金融広報中央委員会仮訳)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」2012.6. https://www.shiruporuto.jp/public/data/research/oecd/pdf/oecd001.pdf>

金融リテラシーの習得によりもたらされる効果として、金融経済教育研究会⁽⁶⁾は、報告書⁽⁷⁾(以下「金融経済教育研究会報告書」)において、次の3つを取り上げている⁽⁸⁾。すなわち、金融リテラシーの向上は、第1に、計画的な貯蓄や資産形成、生活設計に合わせた金融商品の適切な選択等を可能とし、個人の経済的自立やより良い暮らしをもたらす。第2に、規制緩和等により多種多様な(玉石混交とも言える)金融商品が登場しているが、需要者の商品選別力が向上することにより金融商品を正しく評価できるようになり、不適切な金融商品が淘汰され、健全で質の高い金融商品の提供を促進させることに繋がる。第3に、様々な投資商品を通じて家計金融資産における現預金が成長分野への資金供給源となることで、公正で持続可能な社会の実現に貢献する。金融リテラシーの向上が、個人の金融面での幸福の実現のみならず、社会経済的に好影響をもたらすという視点は、OECDをはじめ、諸外国でも指摘されているところである⁽⁹⁾。

2 金融リテラシーが必要とされる背景

金融リテラシーの重要性が高まってきている背景として、次を指摘できる。

(1) 生涯を見通したマネープランの必要性の高まり

我が国においては、長寿化の進展により老後生活が長期化し、就労から退いた後の生活費の確保の重要性が増している (10) 一方、少子高齢化の進行から公的年金の給付水準は持続的な低下が見込まれている (11)。自助努力による老後資金の積増しを後押しするため、私的年金制度等の資産形成制度 (12) が段階的に整備されており、運用商品の選定等に対応できる知識を身に付ける必要がある。

また、従来型の雇用慣行 (13) が変容し、働き方の多様化(雇用の流動化、フリーランス等の 多様な雇用形態の広がり等)が進む中、個人の選択した人生設計に応じた資産形成を行う重要

⁽⁶⁾ 金融経済教育の現状を改めて把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後の在り方について検討することを目的に、平成24(2012)年11月、金融庁金融研究センターに設置された研究会。

⁽⁷⁾ 金融庁金融研究センター『研究会報告書「金融経済教育研究会」』2013.4. 金融庁ウェブサイト https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf

⁽⁸⁾ 同上 nn 1-3

^{(9) 「}金融教育の普及に伴う「外部経済効果」」と言われ、他にも社会保障制度の負担軽減、経済の安定等の効果が 指摘されている(福原敏恭「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向」2010.8, pp.10-12. 金融広報中央委員会ウェブサイト https://www.shiruporuto.jp/education/data/container/report3/pdf/ron100816.pdf)。 一方、個人の金融行動については、サステイナブルファイナンスや寄附といった、持続可能な社会の実現に向けた社会的責任が伴うという考えもあり、それらを含んだ適切な金融行動を志向するものとして、金融リテラシー に代わり、金融ケイパビリティという概念を用いる場合もあるが、本稿では対象としない。

⁽¹⁰⁾ 例えば、令和元 (2019) 年 6 月に、引退後、高齢期を過ごすために 2000 万円の金融資産が必要であるとの 試算が示された報告書が政府の金融審議会のワーキング・グループにより公表されている (「金融審議会市場 ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」」 2019.6.3. 金融庁ウェブサイト https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603/01.pdf)。 同報告書をめぐっては、麻生太郎内閣府特命担当大臣(金融)が報告書の受取を拒否し、金融審議会としての答申がなされないこととなった。

⁽¹¹⁾ 令和元 (2019) 年の年金財政検証では、経済前提に応じてケース I ~ケース VI までの結果が示されたが、標準的なモデル世帯の所得代替率(現役世代男性の平均手取り収入額に対する年金額の比率)は、将来的に 51.9%~36%程度にまで低下するとの見通しが示された(桐原康栄「2019 年年金財政検証の概要と評価」『調査と情報 —ISSUE BRIEF—』1071 号, 2019.11.26, pp.1-2. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11389695_po 1071.pdf?contentNo=1)。なお、令和元(2019)年度の所得代替率は 61.7% である。

⁽¹²⁾ 確定拠出年金(企業型、個人型)及び少額投資非課税制度(一般 NISA・つみたて NISA)等。

⁽¹³⁾ 新卒一括採用、終身雇用、年功序列賃金(定期昇給)といった日本型雇用システム。

性が増している。その際には、自身の収入の水準や将来の見込みとともに、加入している社会 保険制度等に関する十分な知識が必要とされる。

他方、金融資産を持たない世帯は増加基調(令和元(2019)年調査においては2人以上世帯の23.6%)⁽¹⁴⁾にあり、経済的に脆弱な世帯の家計管理能力の向上も重要な課題となっている。

(2) 経済・金融環境の変化への対応

経済・金融情勢に目を向けると、超低金利が継続し、預貯金のみによる金融資産の保有では、十分な資産形成を行うことが困難な状況が存在するが、家計金融資産における現金・預金の割合は、令和 2(2020)年 3 月末時点で 54.2% と過半を占めている (15)。一方、負債側では低金利環境や住宅ローン減税の影響 (16)等から住宅ローンの残高及び借入期間が伸長しているところ、特に変動金利型の新規借入が増加しており (17)、家計の潜在的な金利リスクは高まっている。また、情報通信技術 (ICT) を利用した金融分野のイノベーション (フィンテック) が進展し、新たな金融犯罪被害 (フィッシング (18)等) に対する自己防衛や、キャッシュレスへの順応 (19)といった、社会環境の急激な変化への対応も必要とされる。

(3) 金融リテラシーの重要性に関する世界的な認知の高まり

国外の状況に目を転じると、1980 年代以降の金融自由化やイノベーションの進展による金融環境の変化等から、2000 年代以降、金融リテラシーの重要性が認識され始め、金融リテラシー教育に関する施策が進んだ。さらに、米国のサブプライム・ローン (20) 問題に端を発した 2000 年代後半の世界金融危機 (21) の一要因として個人の金融リテラシーの欠如が指摘され、その必要性・重要性が一層強く認識されることとなった。OECD/INFE は、2012 年 4 月に「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」 (22) を作成・公表し、この原則は、同年 6 月に開催された G20 ロスカボス・サミット(メキシコ)において承認された。このような流れを受けて、多くの国で金融教育に関する取組が加速している。

⁽¹⁴⁾ 金融広報中央委員会による「家計の金融行動に関する世論調査 (二人以上世帯調査)」https://www.shiruporuto.jp/public/data/movie/yoron/futari/2019/hist.html において、運用や将来への備えを目的とした金融資産を保有していないと答えた世帯の割合。

⁽¹⁵⁾ 我が国の家計部門保有金融資産における現金・預金の割合は諸外国に比べ高水準であり、同時点で比較すると、米国が 13.7%、ユーロエリアが 34.9% である(日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」2020.8.21, p.2. https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf)。

⁽¹⁶⁾ 住宅ローン減税(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)は、一般的な住宅の場合、住宅の取得等に係る借入金等の年末残高等に応じて最大で年間40万円が所得税額から控除される。金利1%未満で住宅ローンを組むと支払利息より税額控除の方が多くなるため、自己資本(頭金)を抑え借入れを増やす傾向があるという(「住宅ローン残高 8年連続最高」『日本経済新聞』2019.4.6.)。

⁽¹⁷⁾ 平成 30 (2018) 年度の新規貸出額に占める変動金利型の割合は 70.4% であった(住宅金融支援機構「2019 年度 民間住宅ローンの貸出動向調査」 2019.12.20, p.4. https://www.jhf.go.jp/files/400351738.pdf)。

⁽¹⁸⁾ フィッシングとは、送信者を詐称した電子メールから偽のホームページに接続させる等といった方法で、クレジットカード番号やアカウント情報等の重要な個人情報を詐取する行為をいう。フィッシング被害は増加傾向にある(「フィッシング詐欺最多 上期だけで 6.6 万件 昨年超える」『日本経済新聞』2020.7.31, 夕刊.)。

⁽¹⁹⁾ 例えば、政府の成長戦略(「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)首相官邸ウェブサイト https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf)においてキャッシュレス化の推進のための重要業績評価指標(Key Performance Indicator: KPI)が設定されている。

⁽²⁰⁾ 低所得者・信用力の低い顧客向け住宅ローン。

^{(21) 2007}年夏以降、サブプライム・ローンの焦げ付きから金融機関の巨額損失や経営危機が生じ、特に2008年9月の米国大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻以降は、世界的な金融危機に拡大した。

⁽²²⁾ OECD/INFE (金融広報中央委員会仮訳) 前掲注(5)

(4) 青少年特有の背景

平成 30(2018)年 6 月の民法改正 $^{(23)}$ により、成年年齢が現行の 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなった(施行は令和 4(2022)年 4 月)。これに伴い、 $18\sim19$ 歳の若年層について、未成年者取消権による保護がなくなることに起因した消費者被害の増加が懸念されている $^{(24)}$ 。そのため、金融を含む消費者契約等の知識を若年期に身に付け、自己防衛力を高める必要性が増している。

大学等の高等教育機関への進学者数増加等を背景とし、奨学金の被貸与者が増加しており、平成30 (2018) 年度では学生の2.7人に1人が日本学生支援機構の奨学金(貸与型)を利用している⁽²⁵⁾。平均借入金額は324.3万円、平均返済月額は16,880円、平均返済期間は14.7年との調査結果もある⁽²⁶⁾。返済不要の給付型奨学金の支給対象が令和2 (2020)年4月から拡大したものの⁽²⁷⁾、依然として奨学金制度の中心は受給者本人が返済義務を負う貸与型である。奨学金返済者に対するアンケート調査によると、延滞者の中には受給申込をする前に返済義務について十分に理解していない者もいる⁽²⁸⁾。高校生の段階において、自身にとっての進学の必要性⁽²⁹⁾、奨学金の受給の是非、返済可能金額等について判断できる能力が必要とされている。

また、自助努力による老後資金の準備は、早い段階から取り組む必要がある。iDeCo(個人型確定拠出年金)及びつみたて NISA は、共に資産形成制度として税制優遇措置が設けられているところ、長期・積立・分散投資を前提に設計されており、いずれの制度も 20 歳から利用すると、その恩恵を最大限に享受できる (30)。

Ⅱ 我が国で実施されている金融教育

1 金融教育の開始時期

金融リテラシーは、生涯を通して必要とされるものであるが、いつどのように身に付ければ 良いのだろうか。個々人の生活において金融商品(例えば、生命保険、住宅ローン等)を検討

- (23) 「民法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 59 号)
- (24) 次を参照。藤戸敬貴「民法の成年年齢・婚姻適齢・養親年齢」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』1003 号, 2018.5.7, p.4. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11072142 po 1003.pdf?contentNo=1>
- (25) 平成 30 (2018) 年度において、日本学生支援機構の貸与奨学金の利用者 (1,276,190 人) の全学生に対する割合から算出した数値 (日本学生支援機構政策企画部広報課「JASSO 概要 2020 令和 2 年」p.8. https://www.jasso.go.jp/about/organization/ icsFiles/afieldfile/2020/06/05/2020 gaiyou-a4 0605s.pdf>)。
- (26) 日本学生支援機構の奨学金利用者(39 歳以下)の平均借入状況(労働者福祉中央協議会「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査結果」2019.5, pp.130, 135, 138. http://www.rofuku.net/CMS/wp-content/uploads/2019/05/4b63d20c9214140c2884a947ca6cac24.pdf)。
- (27) 「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)
- (28) 返済義務を知った時期は、無延滞者は「申込手続きを行う前」が 90.1%、延滞者は同 51.1% である(日本学生支援機構「平成 30 年度奨学金の返還者に関する属性調査結果(概要)」p.3. https://www.jasso.go.jp/about/statistics/zokuseichosa/ icsFiles/afieldfile/2020/06/17/h30zokuseichosa gaiyo.pdf>)。
- (29) 例えば、最終学歴によって生涯賃金に大きな格差が存在することが指摘されている。一定の仮定に基づいた推計によると、学校卒業後フルタイムの正社員を続けた場合の60歳までの生涯賃金(退職金を含めない。)は、高校卒男性で2億1千万円、大学・大学院卒男性で2億7千万円である(労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計―労働統計加工指標集―」2019, pp.314-338. https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/2019/documents/useful2019_21_p314-358.pdf)。一方では、進学に係る直接的な費用(学費や下宿代等)、進学によって喪失する機会費用(就学期間中に就業していた場合に得られたと考えられる利益)についても考慮する必要があろう。
- (30) iDeCo は 60 歳まで掛金の拠出が可能 (20 ~ 60 歳で最大 40 年)、つみたて NISA の非課税期間は最長 20 年間で、現行の投資可能期間は平成 30 (2018) ~ 令和 19 (2037) 年となっている。なお、0 ~ 19 歳向けには「未成年者少額投資非課税制度」 (ジュニア NISA) (非課税期間は最長 5 年間、投資可能期間は平成 28 (2016) ~令和 5 (2023) 年)がある。

するごとに、必要となる知識を得て身に付けていくという考え方もあろう。しかし、①一般に早期教育は費用対効果が高いこと、②一律の教育機会が確保できること、③若年期から金融リテラシーが要求される場面が増えていること、④若年層の金融リテラシーは相対的に低水準であること等から、金融教育はなるべく早い段階の学校教育に組み込むことが推奨されている (31)。 我が国においても、金融に関連する教育は、初等教育の段階から実践されている。 II では、まず、我が国の金融教育の枠組みを概括した上で、現在の学校教育の現場で実践されている金融教育について、直近の学習指導要領の改定内容を踏まえ紹介する。

2 金融教育の枠組み

金融経済教育研究会報告書⁽³²⁾ は、生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーを、①家計管理、②生活設計、③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、④外部の知見の適切な活用の4分野とし、それらを15項目に整理している(表1)。

表 1 生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー

【家計管理】

①適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化

【生活設計】

②ライフプランの明確化及び資金の確保の必要性の理解

【金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択】

- ③契約にかかる基本的な姿勢の習慣化
 - ※契約内容の確認、契約締結後の金融商品をめぐる状況の定期的確認の習慣化
- ④情報の入手先や契約業者の信頼性の確認の習慣化
- ⑤インターネット取引の注意事項の理解
 - ※暗証番号の流出や誤発注のリスク
- ⑥基礎となる重要な事項(金利、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融 商品の利用選択の理解
- (7)取引の実質的なコストの把握
 - ※住宅ローンにおける団体信用生命保険の保険料等や金融商品の手数料等
- ⑧自らが保険でカバーすべき事象 (死亡・疾病・火災等) の把握
- ⑨保険でカバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解
- ⑩住宅ローンを組む際の留意点の理解
 - ※無理のない借入限度額の設定及び返済計画の策定等
- ⑪無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードを利用しないことの習慣化
- ⑫リスクとリターンの関係 (ハイリスク・ハイリターン) の理解
- ③資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果の理解
- ⑭資産形成における長期運用の効果の理解 (複利効果や分散効果)

【外部の知見の適切な活用】

- ⑤金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解 ※適切な情報や相談先にアクセスでき、アドバイスを求めることの必要性
- (出典)金融庁金融研究センター『研究会報告書「金融経済教育研究会」』2013.4, pp.8-14.金融庁ウェブサイト https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf を基に筆者作成。
- (31) 例えば、OECD/INFE は、学校での金融教育は、できるだけ早く(理想的には幼稚園と小学校で)開始し、可能な限り高等学校を終了するまで、少なくとも義務教育の終了まで、継続する必要があるとしている(OECD/INFE, *Guidelines on Financial Education in Schools*, 2012.6, p.10. https://www.oecd.org/daf/fin/financial-education/2012%20Schools%20Guidelines.pdf)。
- (32) 金融庁金融研究センター 前掲注(7), pp.8-14.

我が国の金融教育は、平成 25 (2013) 年 6 月に金融経済教育研究会報告書に基づき金融広報中央委員会 (33) に設置された金融経済教育推進会議 (以下「推進会議」) において、具体的な検討や取組の進捗管理等が進められている。推進会議は、平成 26 (2014) 年 6 月、上述の金融リテラシーの 4 分野・15 項目について、年齢層別 (34) に習得すべき内容を体系的・具体的に記述した「金融リテラシー・マップ」(以下「マップ」) を作成した (35)。「マップ」を活用することにより、自治体、業界団体など実際に金融教育を担う団体が、効果的・効率的に金融教育を推進することが可能である。

金融教育は、学校教育に組み込まれている(後述)ほか、確定拠出年金に係る投資教育 (36)、 業界団体や金融機関等によるセミナーの実施、リーフレットの配布等による詐欺被害に関する 注意喚起等の手段で実施されている。

3 「金融教育プログラム」及び「学校における金融教育の年齢層別目標」

初等・中等教育における金融教育に関しては、金融広報中央委員会が、その内容の分類及び目標の設定、金融教育の進め方、各教科等における具体的な指導計画例等を「金融教育プログラム」として公表している (37)。「金融教育プログラム」は、金融リテラシーを内容別に整理・分類し (38)、年齢層別 (小学生低学年、小学生中学年、小学生高学年、中学生及び高校生) に習得すべき内容を、「学校における金融教育の年齢層別目標」 (39) (以下「年齢層別目標」) としてまとめている。「年齢層別目標」は、「マップ」と分類が異なっているが、相互の内容の整合性がとられている。

金融教育で扱う内容は、社会科や家庭科といった複数の教科に散在し、教え方は定型でなく 各学校の自主性に任されている。「金融教育プログラム」は、学校教育の現場での活用を意識し、 金融教育の内容や効果と学習指導要領とを紐付けて、既存の教科等の中に取り込みつつ生徒が 学習するための具体的な指導例を複数示している。

4 学習指導要領における金融教育関連の記述

文部科学省は、小・中・高等学校、特別支援学校における教育課程の基準(教育課程の総則、 教科内容、指導事項等)として、学習指導要領を定めている。学習指導要領は、社会の変化を

⁽³³⁾ 金融広報中央委員会は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い支援活動や広報活動を行っている団体である。日本銀行情報サービス局内に事務局が置かれている。「金融広報中央委員会とは…」金融広報中央委員会ウェブサイト https://www.shiruporuto.jp/public/aboutus/container/gaiyo/iinkai.html

⁽³⁴⁾ 小学生(低学年、中学年、高学年)、中学生、高校生、大学生、若年社会人、一般社会人、高齢者の9区分。

⁽³⁵⁾ この資料は平成 27 (2015) 年 6 月に改訂されている。金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ 2015 年 6 月改訂版」 2016.1. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map.pdf

⁽³⁶⁾ 確定拠出年金を運営する事業主には、加入者等に対する投資教育を継続して実施することが努力義務として 課されている(「確定拠出年金法」(平成13年法律第88号)第22条)。

⁽³⁷⁾ 平成 19 (2007 年) に策定され、平成 28 (2016)年2月に全面改訂版 (金融広報中央委員会編『金融教育プログラム 全面改訂版』2016. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/) が公表されている。金融広報中央委員会は、平成 17 (2005) 年度を「金融教育元年」と位置付け、学校における金融教育の推進のための取組を開始した。

⁽³⁸⁾ 大きく4つの分野(①生活設計・家計管理に関する分野、②金融や経済の仕組みに関する分野、③消費生活・金融トラブル防止に関する分野、④キャリア教育に関する分野)に分類している。

⁽³⁹⁾ 金融広報中央委員会「金融教育プログラム『学校における金融教育の年齢層別目標』(「年齢層別の金融教育内容」改訂版)」2015.3. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/mokuhyo/pdf/mokuhyo000.pdf 「マップ」は、「年齢層別目標」内容を基として検討され、整合性が確保されている。

踏まえ、子どもに必要な資質や能力について見直しを行うため、おおむね 10 年に 1 度改訂されている。直近では、平成 29 (2017) 年 3 月に小・中学校の、平成 30 (2018) 年 3 月に高等学校の新学習指導要領が公示された。新学習指導要領は、小学校では令和 2 (2020) 年度から導入されている。中学校では令和 3 (2021) 年度から、高等学校では令和 4 (2022) 年度入学生から導入予定で、現在は移行期間中 (40) である。

新学習指導要領は、変化の激しい社会における様々な課題について解決していく資質・能力として、主権者として求められる力の育成を1つの柱としており、金融教育に関連する項目も、主に主権者教育や消費者教育の観点から充実が図られている。以下では、それぞれの学習段階において、学習指導要領に見られる主な金融教育の関連項目をまとめ、考察する。

(1) 小学校

金融教育に関連する内容は、主に社会科と家庭科に含まれる(表 2)。社会科では、家計、企業、政府の間の物や金銭の流れや市場経済の仕組みに関する事項が扱われている。家庭科には、環境面での配慮を含め、物や金銭の使い方や買物の仕方など、家計管理や消費生活の基本的事項が含まれている。道徳(特別の教科)や特別活動⁽⁴¹⁾では、働くことの意義や社会との関わりを理解し、自己実現などについて考察することとなっている。

表2 小学校学習指導要領における金融教育に関連する主な記述

	・市区町村の地理的環境や地域の産業と消費生活の様子について理解する(公共施設整備における
社会	租税の役割、生産・販売と消費の関係)。
	・自然災害から地域の安全を守るための諸活動について理解する(県内での自然災害の発生状況や
	防災に対する必要な備え等)。
	・農工業に関わる人々の価格や費用などに関する工夫や努力を考察する(貿易含む。)。
	・政治の仕組みや働きを理解する(予算、租税の役割、納税の義務、社会保障等)。
家庭	・持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え工夫する(物や金銭の大切さと金銭
	の計画的な使い方、売買契約の基礎、環境に配慮した物の使い方等)。
道徳	・物や金銭を大切にし、働くことの意義を理解する。
特別活動	・社会参画や勤労の意義を理解し、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考える。

(出典) 小学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 63 号) https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf を基に筆者作成。

教育内容は、小学生の発達段階に即しており、おおむね「年齢層別目標」が提案する水準を満たしている (42)。一方、学校教育の現場において、児童の金融に対する関心と理解を深めるためには、それぞれの教科の系統性を考慮に入れ、金融教育を意識した学習指導を行うための工夫を要する。工夫の一例として、金融教育プログラムでは、調理実習に使用する食材を児童に購入させる指導計画例や、公共サービスである水道について水道料金や水資源等を考察する

⁽⁴⁰⁾ 現行の学習指導要領から新学習指導要領への円滑な移行のために設けられている期間。移行期間中は、学習 指導内容を一部加える等(一部については新学習指導要領に基づいた指導も認められる等)の特例(移行措置) が設けられている。中学校については、平成 30(2018)年 4 月 1 日から令和 3(2021)年 3 月 31 日までの間が、 高等学校については、平成 31(2019)年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間が、それ ぞれ移行期間である。

⁽⁴¹⁾ 学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事がある。

⁽⁴²⁾ 銀行の役割や金利など金融の仕組みに関する項目は不足している。

指導計画例等が紹介されている (43)。

(2) 中学校

金融教育に関連する項目は、小学校の場合と同様に、主に社会科、技術・家庭科、道徳(特 別の教科)、特別活動に含まれる(表3)。

表3 中学校学習指導要領における金融教育に関連する主な記述

	・市場の働きと経済について理解する(経済活動の意義、市場経済の基本的な考え方、金融の仕						
社会	組みや働き、起業、勤労の権利と義務等の理解)。						
江云	・国民の生活と政府の役割を理解する(社会保障の充実・安定化、消費者の保護、財政及び租税						
	の意義、国民の納税の義務などの理解)。						
	・購入/支払方法の特徴(キャッシュレス決済等)、計画的な金銭管理の必要性を理解する。						
	・売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必						
技術・家庭	要な情報の収集・整理ができる。						
	・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解						
	し、責任ある消費行動を考え工夫する。						
道徳	・節度を守り節制を心掛ける。						
担他	・勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深める。						
特別活動	・働くことや社会に貢献することについて考えて行動する。						
行列佔到	・生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理して考える。						

(出典) 中学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 64 号) https://www.mext.go.jp/content/1413522 002.pdf>; 文部科学省「【社会編】中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説」2017.7. https://www.mext.go.jp/component/ a menu/education/micro detail/ icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018 003.pdf>; 同「【技術・家庭編】中学校学 習指導要領(平成 29 年告示)解説」2017.7. https://www.mext.go.jp/component/a menu/education/micro detail/ icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018 009.pdf> を基に筆者作成。

社会科の地理・歴史・公民の3分野のうち、金融教育に関する事項は、公民的分野に含まれ ている。経済に関することとして、経済活動の意義、市場経済の基本的な考え方、生産や金融 などの仕組みや働き、勤労の権利と義務等について学ぶこととなっている。また、国民生活と 政府に関することには、財政・社会事情を踏まえた社会保障の充実・安定化、消費者の保護、 納税の義務等が含まれている。

技術・家庭科の家庭分野では、持続可能な社会の構築という観点から、計画的な金銭管理、 売買契約の基礎や消費者被害への対応、消費者の権利と責任などが扱われる。このうち、金銭 管理は、キャッシュレス化の進行を踏まえ今回の改訂で新設された項目である。現金以外の購 入方法として、例えばクレジットカードについて支払時期の違いや契約内容等を取り上げ、計 画的な金銭管理の必要性について理解を促している。勤労や社会貢献の意義、将来の生き方や 進路に関する基本的姿勢は、道徳や特別活動を通じて養われることが想定されている。

教育内容は、小学校に比べ格段に広範で難易度も高く、「年齢層別目標」が提案する水準を おおむね満たしている (44)。一方、公民的分野の学習内容について、学習指導要領解説は、「従 来から高度で抽象的な内容や細かな事柄が網羅的に扱われ、用語の解説や制度についての解説

⁽⁴³⁾ 前者は、調理実習の材料調達に関連し、計画を立てた買い物の大切さを理解し、商品の適切な選択・購入方 法を習得する指導事例であり、後者は、水道料金の決まり方、水資源の管理(ダムの建設費、維持費等)、浄水 場の運営等について、金銭に関することを盛り込んで考察させる指導事例である。

⁽⁴⁴⁾ 資産運用(金融商品の選択やリスク・リターンの関係等)や保険の項目は不足している。

に陥りがちになっているという指摘があった」 $^{(45)}$ とし、制度や仕組みが必要とされる背景について重点を置くべきであるとしている $^{(46)}$ 。同様の記述は、平成 20 (2008)年の学習指導要領の改訂時において既に見られることから $^{(47)}$ 、このような状況を改善するために、学習指導の現場においては、一層の工夫が求められよう。

また、学習指導要領解説は、公民的分野と家庭分野の学習内容(特に金融教育関連分野)は関わりが深いことを指摘し、組織的かつ計画的に学習指導を進める必要があるとしている (48)。公民的分野は、充てられる授業時数が地理的分野・歴史的分野に比べ短く、第3学年での履修が予定されている (49)。家庭分野は、技術・家庭科として授業時数が配当されており、かつ第3学年に割り当てられている時間は短い (50)。中学校では教科指導に当たる教員が担当別であり、時間的制約を考慮する必要もあること等から、教科を超えた連携を行うには、学校内で金融教育の視点を共有する必要があろう。

(3) 高等学校

高等学校においては、全ての生徒が履修する必要がある科目(必修科目)と生徒自身が進路等に応じて選択する科目(選択科目)がある。本稿では、必修科目に含まれる金融教育に関連する項目を検討する。金融教育に関連する項目は、主に公民科の「公共」(51)、家庭科(「家庭基礎」又は「家庭総合」)(52)に含まれる(表 4)。

「公共」は、高等学校教育における道徳教育の中核的な指導の場面として位置付けられている (53)。社会形成に積極的に参画する意義が取り上げられており、そこでは、契約の基礎・消費者基本法等の内容、経済・金融の仕組み、財政や租税の役割などについて、現代の諸課題を踏まえ考察、理解することとなっている。

⁽⁴⁵⁾ 文部科学省「【社会編】中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説」2017.7, p.167. https://www.mext.go.jp/component/a menu/education/micro detail/ icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018 003.pdf>

⁽⁴⁶⁾ 例えば、「金融」については、「なぜ金融機関はあるのか」、「金融機関にはどのような役割があるのか」などについて扱うとの例示がある(同上, p.167.)。

⁽⁴⁷⁾ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編 平成 20 年 7 月(平成 26 年 1 月 一部改訂)」p.148. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1234912_003.pdf

⁽⁴⁸⁾ 文部科学省 前揭注 (45), p.133; 同「【技術·家庭編】中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説」2017.7, p.111. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_009.pdf

⁽⁴⁹⁾ 社会科の各分野に配当する授業時数は、地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間、公民的分野 100 単位時間と定められており、公民的分野は第3 学年において学習するとされている。また第3 学年における社会科の授業時数140 単位時間のうち、最初の40 単位時間は歴史的分野に割り当てられている。

⁽⁵⁰⁾ 第1学年70単位時間、第2学年70単位時間、第3学年35単位時間である。

^{(51) 「}公共」は、今般の学習指導要領の改訂において、「現代社会」に代わり、新規に設置された必修科目である。 公民科は「公共」、「倫理」及び「政治・経済」の3科目があり、金融教育に関連する項目は、「公共」で基礎的 な内容を学び、「政治・経済」で発展的な内容を学ぶこととなっている。

⁽⁵²⁾ 家庭科においては、「家庭基礎」と「家庭総合」の2科目があり、どちらかを履修することとなっている。本稿では「家庭基礎」を取り上げる。

^{(53) 「}公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること」と学習指導要領に規定されている(高等学校学習指導要領(平成 30 年文部科学省告示第 68 号)p.31. https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf)

高等学校学習指導要領における金融教育に関連する主な記述

	・自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする主体になることが、自らのキャリア
公共	形成とともに、より良い社会の形成に結び付くことについて理解する。
	・契約は法的拘束力があり、契約の種類により多様な責任が生じること、契約無効・契約取消及
	び未成年者取消権等について理解する。
	・消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、情報の非対称性や、消費者保護の法的規制や行政
	による施策が行われていることを理解できるようにする。消費者として、公正かつ持続可能な
	社会の形成に積極的に参画することが期待されていることを理解できるようにする。
	・職業選択(起業含む。)、雇用と労働問題、財政及び租税の役割(財政の持続可能性)、少子高齢
	社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き(経済主体間の資
	金の融通、金融を通した経済活性化)、経済のグローバル化と相互依存関係の深まりなどに関
	わる現実社会の事柄や課題を基に、資源の効率的配分、政府等の役割、活発な経済活動と個人
	の尊重の両立の必要性等を理解する。
	・家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理(収支バランス、リスク管理、資
	産形成等含む。)を理解する。
	・ライフステージや社会保障制度と関連付け、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性につい
家庭基礎	て考察する。
	・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費生活の現状と課題、消費行動における意
	思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収
	集・整理する。

(出典) 高等学校学習指導要領 (平成 30 年文部科学省告示第 68 号) https://www.mext.go.jp/content/1384661 6 1 3. pdf>; 文部科学省「【公民編】高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説」2018.7. https://www.mext. go.jp/content/1407073 04 1 2.pdf>; 同「【家庭編】高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説」2018.7. https://www.mext.go.jp/content/1407073 10 1 2.pdf> を基に筆者作成。

「家庭基礎」では、家庭と経済や社会との関わりについて、自身の高校卒業後の進路や職業 を含めた将来の生活設計と関連付けて考察することとなっている。家計の構造や経済循環にお ける家計の位置付けなどマクロ的な視点から、各ライフステージで必要となる費用やリスクへ の備え(保険や社会保障制度との関連)、資産形成(様々な金融商品別のリスクやリターンなど) といったミクロ的な視点まで押さえた内容である。また、消費者の権利と責任について理解と 自覚を促し、持続可能な社会との関連も踏まえた消費生活について考察を深めることとなって いる。成年年齢引下げを踏まえ、契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する内容について 充実が図られている。

「年齢層別目標」との対応を確認すると、おおむね目標とされる知識が習得できるものと なっている。ただし、知識・技能の習得にとどまらず、それらを実際に活用し、主体的に社会 に参画する力に結び付けるためには、教育の現場では、実践的・体験的な授業にする、課題探 求的な学習にして主体的に学ばせるといった学習指導上の工夫が要求される。また、生徒に当 事者意識を持たせ積極的に学習させるためには、科目と特別活動等との連携を図り、キャリア プランと資金計画(進学費用、奨学金、想定される初任給等)を関連付けて考えさせることな ども検討すべきであろう。

一方、科目の履修年と金融リテラシーの必要時期に時間差が生じ得ることから (54)、知識の 定着のためには、科目以外での継続的な学習の機会を確保する必要があろう。また、大学の受

^{(54) 「}公共」は原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること、「家庭基礎」は原則とし て同一年次で履修させ、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させることとなっている。 一方、実生活で本格的に金融リテラシーを活用する場面は、進学を意識し出して以降と考えられる。

験科目としての扱いによっては (55)、学校側・生徒側ともに学習に向かう動機付けが弱くなる 可能性が否めない。そのような点も考慮に入れ、金融教育で扱う内容の重要性・必要性を理解 させ、知的好奇心を刺激し、興味を継続させるような教育上の工夫が求められよう。また、生 徒のレベルや必要性に応じ、特に重点的に教える内容を精選する等の配慮も必要とされよう。

国民の金融リテラシー ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

ここまで、金融リテラシーの内容や必要性、学校教育における取組を確認した。Ⅲでは、我 が国の国民の金融リテラシーの現状について確認する。

1 「金融リテラシー調査」から見える成人の金融リテラシー

金融広報中央委員会は、個人の金融リテラシーの現状を把握するために、18 ~ 79 歳の個人 2万5千人を対象に、金融リテラシーに関するアンケート調査(「金融リテラシー調査」)を実 施している (56)。アンケートは、「マップ」で示された金融リテラシーの習得分野(家計管理、 生活設計、金融知識等)に対応した「金融知識・判断力」に関する正誤問題と「行動特性・考 え方」といった行動面を問う設問で構成されている。また、OECD/INFE や米国の同種調査と 比較できる設問が設けられている。以下では、平成31(2019)年に実施された第2回調査の 結果を中心に紹介する。

(1) 平成 31 (2019) 年調査に基づく全般的な傾向

正誤問題(25問)の正答率(表 5)は 56.6%であり、第 表5 正誤問題の正答率(単位:%) 1回調査(平成28(2016)年)の55.6%と比較し、1%ポ イント上昇している⁽⁵⁷⁾。年齢層別にみると、年齢層が高い ほど正答率が高くなる傾向がある。2時点の結果を比較す ると、40歳代及び高齢者層(60~79歳)は正答率が上がっ ている一方、30歳代以下及び50歳代は正答率が下がって いる。

次に、行動特性・考え方の回答を確認する。約9割の人 が1か月の収入を把握しているが、支出を把握しているの は7割程度である。緊急時に備え3か月分の生活費を確保 している人の割合は5割であり、その割合は高齢者層では 7割を超えている一方で、若年層(18~29歳)では3割 に満たない。若年層を中心に、日々のリスクに脆弱な人が 多いと言える。今後必要になる資金(老後資金、教育費、 住宅購入費等) について、必要になると認識している人は

	平成28年 (2016年)	平成31年 (2019年)
18~29歳	42.9	42.7
30 歳代	51.1	50.9
40 歳代	54.5	55.0
50 歳代	60.7	60.4
60 歳 代	63.3	64.4
70 歳代	61.4	64.8
平 均	55.6	56.6

(出典) 金融広報中央委員会「金融リ テラシー調査(2019年)の結 果」『金融リテラシー調査 2019年』2019.7.3. を基に筆者 作成。

⁽⁵⁵⁾ 現状では、大学入試において、2次試験を公民科目で受験できる大学は非常に少なく、家庭科目は大学入試 共通テストに含まれない。

⁽⁵⁶⁾ 平成28(2016)年に第1回調査が、平成31(2019)年に第2回調査が実施された。

⁽⁵⁷⁾ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2019年)の結果」『金融リテラシー調査 2019年』2019.7.3. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy chosa/2019/pdf/19literacy.pdf>; 同「金融リテラシー調 査の統計表」『同』<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2019/pdf/19lite_tokei.xlsx>

多いものの(老後資金については約6割)、その必要額を把握し(同約5割)、更に確保のため の資金計画を立てている人は約3割と低水準である。また、約6割の人は受け取れる年金額を、 半数以上の人が年金の支給開始年齢を把握していない。

株式や投資信託等のリスク性資産を購入したことがある人は、2~3割程度にとどまってい る。また、約4割の人は金融や経済に関する情報を月に1度も見ていないと回答していること から、金融や経済に関する関心が低い人が多いことがうかがえる。約7割の人は学校で金融教 育を行うべきと考えているが、実際に学校等で金融教育を受けたとの認識がある人は 7.2% と 1割に満たない上に、家庭で「お金の管理」等の教育を受けた人も2割程度である。その結果、 自身の金融知識について自信のある人は、約1割と低水準である。

行動経済学 (58) の見地に基づく示唆としては、① 8 割弱の人は損失回避傾向が強い (59)、②半 数弱の人は近視眼的行動バイアスが強い (60)、③ 2 割弱の人は横並び行動バイアスが強い (61) と いう結果が示された(62)。

(2) 金融リテラシーと金融教育等との関係

金融知識の有無と「行動特性・考え方」の関連を確認すると、金融知識が豊富な人(63)は、 ①望ましい金融行動 (4) をとる人が多く、②金融・経済に関する関心が高く、③損失回避傾向 や横並び行動バイアスが弱く、④リスク性資産への投資経験がある人が多い。また、約8割の 人が学校での金融教育の必要性を認識している。一方、金融知識が乏しい人は、①~④の全て について逆の傾向がある。金融教育を行うべきと思っている人は3割にすぎず、その必要性の 認識も乏しい(65)。

次に、金融教育の有無と金融知識及び「行動特性・考え方」の関係を確認する。調査対象全 体に占める金融教育を受けたとの認識がある人の割合は7.2%である。正誤問題の正答率は、 金融教育を受けたとの認識がある人の方が高く、67.2%である(金融教育を受けた認識がない 人は、同 55.8%)。家計管理や生活設計は金融教育を受けたとの認識がある人の方がしっかり している等、望ましい金融行動を行う傾向が高い (66)。金融教育を受けたとの認識がある人は、 金融教育を受けた認識がない人に比べて、損失回避傾向は弱いが横並び行動バイアスがやや強

⁽⁵⁸⁾ 行動経済学とは、人間を合理的な経済人と仮定する伝統的な経済学に対し、心理学や社会学の知見を取り込 むことにより、非合理的な行動を含むより現実的な人間の経済行動を分析する経済学分野。人間が意思決定を 行う際に、規則性のある判断の偏り(行動バイアス)が生じることを明らかにした。金融行動に見られる行 動バイアスについては、金融広報中央委員会「行動経済学の金融教育への応用の重要性」2012.3. < https://www. shiruporuto.jp/public/data/research/report4/pdf/ron120319.pdf> に詳しい。

^{(59) 10}万円を投資すると、半々の確率で2万円の値上がり益か、1万円の値下がり損のいずれかが発生すると いう投資に対して、「投資しない」と回答した人の割合。

⁽⁶⁰⁾ ①今 10 万円もらう、② 1 年後に 11 万円をもらう、という 2 つの選択肢を比較した場合、①を選択するとし た人の割合。

⁽⁶¹⁾ 類似する商品が複数あるとき、自分が良いと思ったものよりも、一番売れていると勧められた商品を買うこ とが多いという人の割合。

⁽⁶²⁾ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2019年)の結果」前掲注(57), p.23.

⁽⁶³⁾ 正誤問題(25問)について、21~25問を正答した人。

⁽⁶⁴⁾ 家計管理がしっかりしている、金融商品を比較検討し理解した上で購入している等。

⁽⁶⁵⁾ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2019 年)の結果」前掲注 (57), pp.13-16; 同「金融リテラシー調査 の統計表」前掲注(57)

⁽⁶⁶⁾ 一方で、「消費者ローンを利用している人の割合」や「お金を借りすぎと感じている人の割合」は、金融教育 を受けた人の方が多い。

いという結果であった (67)。

「金融リテラシー調査」は、金融教育を受ける前後における個人の金融リテラシーの変化を観察したものではないことに留意する必要があるが、金融教育を受けると金融知識の向上及び金融行動が改善され、さらに金融・経済に関する関心が継続する場合には、長期的に金融リテラシーの維持・向上が期待されることが示唆される。今後は、金融リテラシー調査の長期の蓄積と分析を通じて、金融教育の効果と金融行為との因果関係についてより深く考察する必要があるう。

(3) 諸外国との比較

金融リテラシーを測る調査は、諸外国でも実施されている。ここでは、OECDが実施した金融リテラシーの国際調査(以下「OECD調査」)⁽⁶⁸⁾と「金融リテラシー調査」の結果を比較し、我が国の金融リテラシーの水準を確かめることとする。双方の調査で共通する9つの設問について正答率をまとめたものが、表6である。

表6 金融リテラシーの国際比較	表6	金融リ	テラシー	の国際比較
-----------------	----	-----	------	-------

(単位:%)

			日 本	O E C D 平 均	フランス	ドイツ	イタリア	韓国	香 港
		金 利	68.6	57.2	64.9	62.6	59.4	62.6	95.9
		複 利	43.6	28.8	33.6	40.0	23.1	25.9	71.1
知 識	識	リスクとリターン	76.7	79.0	80.4	80.2	64.7	79.9	93.3
		インフレ	61.9	81.0	79.2	85.2	65.1	76.9	94.3
		分 散 投 資	47.3	63.3	74.3	70.8	51.3	64.7	79.7
		5項目平均値	59.6	61.9	66.5	67.8	52.7	62.0	86.9
		支払期限の厳守	84.4	78.7	-	50.4	66.7	71.6	83.9
		お金への注意	56.3	64.5	-	53.9	54.5	47.2	74.9
行	動	余 裕 の 確 認	71.6	66.5	-	66.0	67.5	47.0	63.2
		長期計画の策定	48.0	44.9	-	52.1	27.8	40.4	55.8
		4項目平均値	65.1	63.7	-	55.6	54.1	51.6	69.5
		9項目平均値	62.0	62.4	-	62.4	53.3	57.4	79.1

- (注 1) OECD 調査には OECD 加盟 12 か国(オーストリア、コロンビア、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、韓国、ポーランド、ポルトガル、スロベニア)を含む 26 の国と地域が参加した(フランスは知識面の調査のみ参加)。本稿では比較として、G7 該当国と東アジアの国・地域(韓国及び香港)を取り上げた。
- (注2) 知識項目は正しい回答をした割合。行動項目は望ましい行動をとった割合。
- (注3) OECD 平均値は、知識項目は調査参加 12 か国の平均値、行動項目及び 9 項目平均値は、フランスを除いた調査参加 11 か国の平均値とした。
- (出典) OECD, OECD/INFE 2020 International Survey of Adult Financial Literacy, 2020. https://www.oecd.org/financial/education/oecd-infe-2020-international-survey-of-adult-financial-literacy.pdf; 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査 2019年』2019.73. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2019/pdf/19literacy.pdf を基に筆者作成。

⁽⁶⁷⁾ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査の統計表」前掲注 (57)

⁽⁶⁸⁾ OECD, OECD/INFE 2020 International Survey of Adult Financial Literacy, 2020. https://www.oecd.org/financial/education/oecd-infe-2020-international-survey-of-adult-financial-literacy.pdf OECD 加盟 12 か国(オーストリア、コロンビア、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、韓国、ポーランド、ポルトガル、スロベニア)を含む 26 の国と地域が同調査に参加した。

知識項目の正答率を確認すると、我が国は、金利に関する理解度は相対的に高いものの、インフレや分散投資に関する理解度が低い。知識項目の正答率は、各国でばらつきが大きく、我が国は OECD 平均値よりやや低い。

行動項目の正答率(望ましい行動をとった割合)では、我が国は、「お金への注意」(お金の運用や管理に十分注意している人の割合)がやや低いが、他の設問は OECD 平均値より正答率が高く、相対的に望ましい金融行動をとっている。なお、行動項目の正答率は、知識項目のそれと比較すると各国間のばらつきが少ない。知識項目、行動項目を併せた平均値で見ると、我が国は OECD 平均値より若干低いという評価になろう。ただし、9 項目のみの比較であることには留意する必要がある。

2 子どもの金融リテラシー

「金融リテラシー調査」の調査対象は、前述のとおり 18 ~ 79 歳の個人である。同調査の対象外である初等中等教育段階の児童・生徒について金融知識や経験等を調査したものとしては、金融広報中央委員会が実施した「子どものくらしとお金に関する調査」(以下「お金に関する調査」)がある。この調査は、小・中・高等学校の児童・生徒を対象に実施したアンケート調査で、平成 27 (2015) 年度に第 3 回調査が行われた (69)。調査項目は、お金の入手手段(お小造いやお年玉)や管理方法、スマートフォンやインターネットの利用状況、家族との会話やお手伝い等、お金に関する意識、金融・経済に関する知識等、多岐に渡っているが、本稿では、金融教育との関連が深い項目について、高校生の回答を紹介する (70)。

高校生の約8割が定期的ないし必要に応じてお小遣いをもらっており、そのうち約2割がお小遣い帳で管理し、同約2割が定期的に貯蓄している。定期的にお小遣いをもらっている者(6割弱)のうち約8割はお小遣いをもらうのに特に前提条件はなく、条件があるのは少数である $^{(71)}$ 。高校生が家族と話す話題は、「家の人の仕事のこと」(42%)、「お金のこと」(33%)、「進路のこと」(29%)の順で多い $^{(72)}$ 。

お金に関する行動と考え方等の関連では、お小遣い帳をつけている者は、つけていない者と 比較すると、お小遣いの使用計画を立てる、おつりやレシートの確認をする等、適切な金融行 動をとる割合が高い。また、家庭内で「自分がつきたい仕事」や「お金のこと」等に関する会 話の頻度が高い方が、望ましい金融行動をとる割合が高い。

金融経済の知識を問う設問では、身近な金融関連の話題(消費税、延滞金等)に関する正答率は高かったが、抽象的な概念や日常生活で関わりが薄い話題(金利、物価、利子等)に関する正答率は低かった。

⁽⁶⁹⁾ 金融広報中央委員会「「子どものくらしとお金に関する調査」(第3回) 2015 年度調査」『子どものくらしとお金に関する調査 (第3回) 2015 年度』2016.6.29. https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/kodomo_chosa/2015/pdf/15kodomo.pdf> 全国 290 の学校から 50,149 名の児童・生徒が参加した。平成 17 (2005) 年度に第1回調査が、平成 22 (2010) 年度に第2回調査が実施された。

⁽⁷⁰⁾ 金融広報中央委員会「単純集計データ 高校生」『子どものくらしとお金に関する調査(第 3 回)2015 年度』 https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/kodomo_chosa/2015/pdf/15hs.pdf

⁽⁷¹⁾ 条件がある場合は、家の仕事をすることが条件となっている者が8.8%、良い成績を取ることが条件となっている者が3.0%等。

^{(72) 「}ほぼ毎日話をする」と「週に1回以上話をする」の合計。他の選択肢は「自分がつきたい仕事」、「将来の夢」、「社会のこと」。

№ 今後の金融教育推進における課題

IVでは、我が国の金融教育の取組、金融リテラシーの現状等を踏まえ、国民の金融リテラシー 向上のための課題を検討する。

1 学校教育における課題

(1) 教育内容等の改善

近年の学校教育では、金融教育に関連する内容は、学習指導要領や教科書における記述が段階的に拡充され、授業に取り込まれてきた。しかし、教育の現場からは、授業時間や教員の専門知識が不足している、学習内容が実生活との繋がりを感じにくいなどの課題が指摘されている (73)。「金融リテラシー調査」の若年層の回答を見ると、金融教育を受けたとの認識が乏しく、金融リテラシーも低水準にとどまっており、これまでの教育は効果が十分に出ていないことがうかがえる。

直近の学習指導要領の改訂において金融教育に関連する内容は充実が図られており、授業での取扱時間の増加が期待される。一方、内容の高度化に伴い、指導の困難性が増すことが懸念される (74)。学校への教育支援として、金融広報中央委員会等を中心に、学校への出前講座、教員研修会への講師派遣、各種副教材の提供等は既に実施されているところであるが、新学習指導要領が規定する学力の育成方針 (75) や学び方 (76) を踏まえた新教材の開発や教え方の工夫が必要とされよう。

効果的な金融教育の実践のためには、学校内で金融リテラシーの重要性を共有し、金融教育の視点を盛り込んだカリキュラム・マネジメントを確立することも重要である。また、児童・生徒の金融リテラシーの教育には家庭の協力も欠かせない。例えば、お小遣い帳の記帳への協力、学校を通じた金融教育教材(保護者向けの教材含む。)の配布、親子間でのキャリアプランや進学費用の話合い等が考えられる。教育の現場においては、各家庭の教育方針やプライバシーにも十分に配慮しながら取組を進める必要があろう。

教員の金融知識向上のためには、引き続き研修会等の実施などの支援が必要とされよう。教 員の養成段階や教員免許更新時の講習において金融経済について学ぶ機会を充実させる体制の 整備が必要であるとの指摘もある⁽⁷⁷⁾。

⁽⁷³⁾ 金融教育に関連する内容を授業で扱うと考えられる教員を対象にしたアンケート調査の結果による(金融経済教育を推進する研究会「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」2014.4, pp.23, 32. https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/content/jittai_rep.pdf)。この調査の対象者は、全国の中学校の社会科及び技術家庭科の担当教員、全国の高等学校の公民科及び家庭科の担当教員、全国の商業科設置の高等学校の商業科担当教員である(発送総数は32,220通、回収数は4,462通)。

⁽⁷⁴⁾ 例えば、高等学校の家庭科において資産形成について学ぶこととなったが、教員の間では戸惑いがあるという(「高校家庭科で「投資信託」22年4月から授業」『日本経済新聞電子版』2019.11.12.)。

⁽⁷⁵⁾ 新学習指導要領は、育成すべき資質・能力の3つの柱として、①「知識及び技能」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」を挙げている。

⁽⁷⁶⁾ 主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング等)。

⁽⁷⁷⁾ 金融経済教育を推進する研究会 前掲注 (73), p.8.

(2) 子どもの金融リテラシーの測定及び検証

効果的な教育のためには、現在の教育効果の測定・検証が欠かせない。OECD が実施している「生徒の学習到達度調査」(以下「PISA」) ⁽⁷⁸⁾ には、オプション項目として金融リテラシーに関する調査(以下「PISA 金融調査」) ⁽⁷⁹⁾ がある。「PISA 金融調査」には我が国は不参加であるが、「お金に関する調査」には、「PISA 金融調査」の設問と類似の 4 設問が設けられている。我が国の高校生の当該設問の正答率は、「金融リテラシー調査」における国際比較と同様に、OECD 平均値より低い ⁽⁸⁰⁾。

「PISA 金融調査」の結果からは、①金融リテラシーは数学リテラシーや読解力と強い相関がある (81)、②両親からお金に関する情報を得ている生徒は金融リテラシーが高い、③金融を独自の科目として学んだ生徒よりも他教科との関連で学んだ生徒の方が金融リテラシーが高い、④経済的に不利な生徒は相対的に金融リテラシーが低い等、金融教育を進める上での重要な示唆が得られている。一方、「お金に関する調査」には、金融教育の有無や受けた内容を聞く設問がないため、金融教育と金融知識や金融行動との関係性を考察することができない (82)。また、家庭環境に関する設問 (83) が少なく、金融知識や金融行動と家庭環境との関係について分析することが難しい (84)。加えて、金融知識や金融行動を問う設問自体も少ない。金融教育の効果の検証を深めるためには、「お金に関する調査」の設問項目の改善が必要であろう。また、我が国の生徒の金融リテラシーの国際的比較の観点からも、「PISA 金融調査」への参加を求める声がある (85)。

2 全般的な課題

(1) 金融包摂の視点

個人の金融面での幸福の達成のためには、経済状況や金融知識の有無等に関わりなく、全ての人が必要な金融サービスにアクセスでき、その恩恵を享受できる「金融包摂」を実現するこ

^{(78) 「}生徒の学習到達度調査」(Programme for International Student Assessment: PISA) は、OECD が実施する 15 歳 児を対象とした学力調査である。第1回の2000年から3年ごとに実施されており、直近の2018年調査には、79か国・地域が参加した。

^{(79) 2012} 年に第1回が実施され、2018 年の第3回調査には、21 か国・地域(うち OECD 加盟国は 14 か国、ただし主な分析はオランダを除く 13 か国が対象)が参加した。OECD, PISA 2018 Results—Are Students Smart about Money?—, vol.IV, 2020. https://read.oecd.org/10.1787/48ebd1ba-en?format=pdf

⁽⁸⁰⁾ 金融広報中央委員会 前掲注 (69), pp. 巻頭 2, 36. 2012 年の「PISA 金融調査」の参加国平均との比較。「OECD 調査」と「PISA 金融調査」は、調査年及び参加国に相違があることには留意する必要がある。

⁽⁸¹⁾ OECD 参加国全体として、金融リテラシーと数学的リテラシーの相関係数は 0.87、同読解力との相関係数は 0.83 であった (OECD *op.cit.* (79), pp.62-63.)。

⁽⁸²⁾ 教員に対するアンケート結果では、金融教育を行っていないと回答した教員が約3割いた(金融経済教育を 推進する研究会 前掲注(73), p.26.)。

⁽⁸³⁾ 親の職業や学歴、家庭の所有物等に関する質問。学校教育以外に家庭環境が子どもの学力に影響を及ぼすことが指摘されており、PISA は、家庭環境等に関する質問項目から ESCS 指標(index of Economic, Social and Cultural Status)を作成し、学力との関連を分析している。我が国の「全国学力・学習状況調査」(いわゆる全国学力テスト)では、子どもの家庭における状況や保護者の教育に関する考え方等に関する調査(保護者アンケート調査)を行い、家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析している。

⁽⁸⁴⁾ 家庭に関する情報の取扱いは慎重を要するため、設問数が限られた可能性もある。「お金に関する調査」では、家庭にある本の冊数、家庭にある所有物(エアコン、ドラム式洗濯機等)、家族構成(一人親家庭か否かを推定)を問う設問がある。

⁽⁸⁵⁾ 例えば、西村隆男横浜国立大学名誉教授の第 14 回金融経済教育推進会議における発言(金融広報中央委員会「第 14 回金融経済教育推進会議(2019 年 12 月 23 日開催)議事録」p.18. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/suishin/pdf/20191223/gijiroku.pdf)。

とが重要である。そのためには、金融教育を学校教育に組み込むだけでなく、社会に出てからも各人が必要な金融教育を受けられる体制を整える必要がある。推進会議は、社会人に対する金融教育は、ライフステージごとに最も関心の高い分野の金融知識や生活スキルを中心に、生涯の人生設計と関連付けながら、各人が必要とする知識・スキルを的確かつ継続的に提供する取組が重要と指摘している⁽⁸⁶⁾。しかし、社会人向けの金融教育は、必要とされる金融知識が広範多岐にわたる上、対象者の属性や経済状況も様々であること等から、充実しているとは言い難い。現在行われている金融教育は、政策的に重視されているものに偏っており⁽⁸⁷⁾、社会との接点が薄い層(主婦や高齢者等)や、社会経済的弱者向けの施策が相対的に少なく、金融包摂の視点が不足しているとの指摘がある⁽⁸⁸⁾。金融包摂に係る金融教育の取組の強化が必要と考えられる分野としては、例えば、以下に示すような分野がある。

第1に、我が国においては、折から金融資産を持たない世帯など経済的に脆弱な世帯が増加傾向にあったところ ⁽⁸⁹⁾、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済活動の制限等により経済や雇用情勢が悪化しており、困窮する世帯が急増している。住宅ローンの返済に関する相談も増えているという ⁽⁹⁰⁾。COVID-19 の影響により収入が減少した世帯に対しては、生活福祉資金貸付制度の特別貸付の拡充等の支援策が強化され、多数の家計が制度を利用している ⁽⁹¹⁾。当該貸付は、一定の条件の下で償還が免除される特例が設けられているが ⁽⁹²⁾、中長期的には更に家計の収入の減少や債務の管理 ⁽⁹³⁾ 等に関する支援が必要となろう。現在、厚生労働省は、生活困窮者を対象として、家計管理能力の強化等を目指す家計改善支援事業を実施しているが ⁽⁹⁴⁾、同種のサポート体制の強化が求められる。

第2に、キャッシュレス化の推進に当たっては、消費者の理解の向上に資する教育の重要性が指摘されているものの (95)、これまでのところ広く十分な政策がとられたとは言い難い (96)。 キャッシュレス化の恩恵を国民が平等に享受するためは、特に、IT リテラシーの低い層に対

⁽⁸⁶⁾ 金融経済教育推進会議「社会人向け金融経済教育の基本的考え方<確定版>」2016.1. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/suishin/pdf/20151207/201601_shiryou1_kakutei.pdf

⁽⁸⁷⁾ 我が国の金融教育は、投資教育を基として発展してきた経緯がある(小池 前掲注(3), pp.79-99.)。

⁽⁸⁸⁾ 西村隆男「(私見卓見) 金融包摂に向けた教育を」『日本経済新聞』2020.9.4.

⁽⁸⁹⁾ 金融広報中央委員会 前掲注(14)参照。

^{(90) 「(}社説) コロナと住まい 公的支援の拡充を急げ」『東京新聞』2020.11.2.

^{(91) 「}減収貸し付け、78万件 2100 億円 4カ月、無利子・保証人不要で殺到」『朝日新聞』2020.8.5.

⁽⁹²⁾ 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされている。

⁹³⁾ 金融庁や全国銀行協会は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(法的破産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行い、債務者の生活や事業の再建を支援するもの)について、COVID-19による収入減で困窮する個人や個人事業主の債務を減額・免除する特例措置を設け、令和2(2020)年12月から適用している。住宅ローンは減免の対象に含まれていないが、一定の要件を満たせば、住宅を手放すことなく住宅ローン以外の債務の免除・減額が可能となっている(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」2020.10. http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl-covid19.pdf)。

^{(94) 「}生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号) に基づく。生活保護に至っていない生活困窮者に対し、家計簿の作成等を行い相談者の家計を「見える化」し、「家計再生プラン」等を作成して支援の方向性を提案したり、専門的な助言等を行い、相談者の家計管理の力を高めていく支援を行うもの。

⁽⁹⁵⁾ 翁百合「キャッシュレス社会に向けて何をすべきか」『NIRA オピニオンペーパー』 42 号, 2019.2, p.8. https://www.nira.or.jp/pdf/opinion42.pdf>

⁽⁹⁶⁾ 新学習指導要領には、キャッシュレス化を含めた様々な決済手段の特徴(中学校家庭科)やキャッシュレス 社会が家計に与える利便性と問題点(高等学校家庭総合)が盛り込まれた。

して金融教育を強化していくことが課題となろう (97)。

このような金融包摂の視点からは、各種施策の推進に当たって、複数省庁による連携が欠か せない。推進会議及び金融庁は、金融教育を推進する立場として主体的に関わり、関係主体と 連携し、包括的に取り組む必要があろう。

(2) 戦略目標の設定及び効果の測定

金融教育をめぐっては、「マップ」の作成、「金融リテラシー調査」の実施など効果的な推進 に向けた体制が整備され、様々な取組がなされている。一方、その「目指す姿」が具現化され ていないことから、これまでの取組に対する検証や評価は十分とは言い難い ⁽⁹⁸⁾。

金融教育の効果的な実施のためには、国民の金融リテラシーの長期的な「目指す姿」を明ら かにした上で、短期・細目的な目標を設定し、それぞれについて進捗状況を管理し、教育効果 の測定及び検証を可能とする体制を整える必要がある。効果測定のための指標は、知識の習 得と行動の変容の双方の分析が可能となるようなものを設定すべきであろう ⁽⁹⁹⁾。「金融リテラ シー調査」の活用はもちろん、家計の貯蓄率、無貯蓄世帯数、家計金融資産の構成比率、年金 納付率など、政策目的に合った指標を用いることも考えられる (100)。

早くから金融教育に取り組み、先進的な試みを行っている英国では、2020~30年を対象と した国家戦略である「金融面での幸福のための英国の戦略」(101)において、「全ての人がお金 と年金を最大限に活用する」というビジョンを掲げ、5つのアジェンダを設定し⁽¹⁰²⁾、それぞ れについて期待される成果と数値目標を示している (103)。 同戦略では、政策目標の設定の背景 についても説明し、目標達成に向けた具体的な施策やそのターゲット層を紹介している。そし て、最も脆弱な状況にある人々(健康問題を抱えている人、女性、高齢者、IT リテラシーの 低い者等)を取り残さず確実に支援することを、分野横断的な事項としている。なお、英国に おいては、これまでの金融教育に係る国家戦略や具体的な施策においても、そのアジェンダや

⁽⁹⁷⁾ 金融庁の令和2事務年度の行政指針では、金融教育について、デジタルコンテンツの提供をはじめとする ICT を活用した取組を推進するとしている(金融庁「令和2事務年度金融行政方針—コロナと戦い、コロナ後 の新しい社会を築く―」2020.8, p.12. https://www.fsa.go.jp/news/r2/200831.pdf)。 それ自体は重要な取組であるが、 IT リテラシーが低い層に応じた適切な情報提供媒体や教育手法も検討すべきであろう。なお、IT リテラシー向 上のための施策としては、総務省が、高齢者等を対象として、ICT 機器やオンラインサービスの利用方法につ いて相談や学習支援を実施する「デジタル活用支援員」制度を検討しており、令和2(2020)年度には試験導 入を行っている(総務省『令和 2 年版 情報通信白書—ITC 白書—』 2020, pp.462-463 等。)

⁽⁹⁸⁾ 第15回(令和2(2020)年7月21日開催)金融経済教育推進会議では、金融教育に係るこれまでの主な取組 について試行的な現状評価が示されているが、個々の取組と期待された効果の分析等の踏み込んだ検証はなされ ていない。

⁽⁹⁹⁾ 金融教育とその効果の測定・分析手法については、諸外国においても様々な試行錯誤が見られる(家森信善, 上山仁恵「学校での金融経済教育の経験が金融リテラシーや金融行動に与える影響」『ファイナンシャル・プラ ンニング研究』17号, 2017, pp.52-71.)。

⁽¹⁰⁰⁾ 指標の選定に当たっては、経済社会情勢(所得水準、株価、人口構成比など)の変化による影響を除き、金 融リテラシーの向上による効果を抽出できるものが望ましかろう。

^[10] Money and Pensions Service, The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-2030, 2020. https://moneyandpensionsservice. org.uk/wp-content/uploads/2020/01/UK-Strategy-for-Financial-Wellbeing-2020-2030-Money-and-Pensions-Service.pdf>

¹回 ①家計の基礎の強化(Financial Foundations)、②貯蓄の習慣化(Nation of Savers)、③クレジットの管理・削減 (Credit Counts)、④より良い債務相談(Better Debt Advice)、⑤老後計画のための支援強化(Future Focus)の 5 **⊘** (*ibid.*, pp.10-11.) ∘

^[103] 例えば、①家計の基礎の強化(Financial Foundations)においては、「有意義な金融教育を受けている子どもや 若者を現在より200万人増やす」という目標を掲げている。なお、結果の測定には、子どもと若者の金融リテ ラシーの定期調査において、学校や家庭で適切な金融教育を受けたかどうかを問う設問における回答割合を使 用する (Money and Pensions Service *op.cit.* (101), p.14.)。

評価プロセス等を明確にした上で、観察された成果や戦略の有効性等を検証し、不足する分野や非効率な施策を特定する等、不断の見直しを行っている (104)。

英国と我が国では、社会経済的背景が異なることに留意する必要はあるものの、その政策の 推進力や枠組みにおいて、我が国の参考となるところもあろう。

おわりに

平成 17 (2005) 年の「金融教育元年」以降、我が国は金融教育の取組を徐々に発展させてきたが、金融リテラシーや家計金融資産の状況等に鑑みれば、いまだ十分な成果が表れているとは言い難い。教育資源の有効活用のためには、これまでの金融教育を振り返った上で、その教育効果の検証や評価を行い、それらに基づく改善を行う必要があろう。今後の金融教育推進においては、諸外国の取組なども参考にしながら、我が国の国民の特性 (105) や社会経済的背景 (106) を踏まえた効果的・効率的な金融教育手法について研究を進めることも重要である (107)。

学校における金融教育については、社会貢献や職業観の形成等を基盤としながら、学習指導要領が育成を目指すところである様々な社会的変化を乗り越えて「生きる力」の重要な一要素として金融リテラシーを学校内で明確に位置付け、他の教科との関連を意識しながら、バランスよく取り組む必要があろう。

もとより、国民の間では、老後のための資金計画に対する漠然とした不安感が広がっていた中で、今般の COVID-19 の影響による急激な社会経済情勢の変容を受けて、個人の家計運営や資産形成に関する危機感はかつてないほど高まっている。政府をはじめ金融教育推進関連主体には、いたずらに国民の不安を煽るのではなく、様々なチャネルを通じて正確で分かりやすい情報を提供し、家計運営や資産形成には個々人に適した形があることを示しつつ、多様化する国民の経済状況や生涯設計等に応じた金融教育を提供し、その行動の変容を促すことが求められる。金融教育の推進によって、国民一人一人が、自身にとって最適な金融行動を行い、金融面でのより良い暮らしを営むことを通じ、ひいては公正で持続的な社会の実現に繋がることが期待される。

(かじ ともみ)

[「]IM 例えば、現行の国家戦略は、前身の国家戦略について進捗状況と成果を検証し、その結果を反映させて作成された(Ipsos MORI, *The UK Financial Capability Strategy Stakeholder Evaluation Final Report*, 2019.4. https://masassets.blob.core.windows.net/fincap-cms/files/000/000/391/original/Financial-Capability-Strategy-Evaluation-Ipsos-Mori.pdf)。

⁽¹⁰⁵⁾ 金融リテラシーの実情や行動特性等。

⁽¹⁰⁶⁾ 社会保険を中心とした社会保障制度、雇用・賃金制度、住宅事情等。

⁽¹⁰⁷⁾ 諸外国においては、行動経済学に基づいて消費者の金融行動に見られる不合理行為を分析し、その知見を金融教育に応用する研究が盛んになっている(金融広報中央委員会 前掲注(58))。